

子どもの権利条例のかたち

東京経済大学現代法学部教授

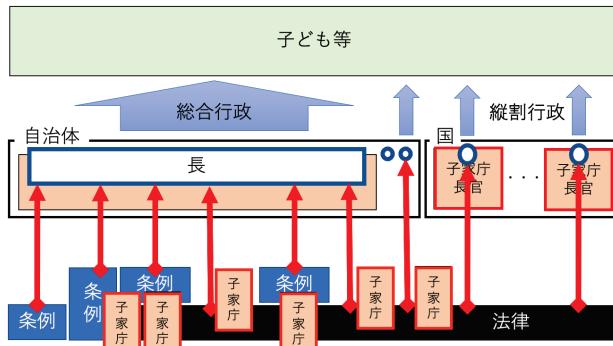
野 村 武 司

前回お話をさせていただいたこと

こども基本法と条例制定の意義

こども基本法制定の背景

- こども基本法は、こども施策の基本理念に基づいて実施されることを目的としていること。ただし、こども施策が、国の制定する法律で根拠づけられる一方で、これを実施する具体的権限が特に市区町村に与えられているわが国の法制度を前提にすると地方自治の力は大きいこと。



前回お話をさせていただいたこと

こども基本法と条例制定の意義

こども基本法制定の背景

- 子どもの権利条約の精神にのっとるとされたこども基本法が、「こどもまんなか社会」を実現する基本法として制定されたこと。背景に少子化問題もあるが、国連・子どもの権利委員会からの勧告で、子どもの権利に関する包括的な立法を制定し、条約と完全に調和する措置をとるよう求められていたことが挙げられていること。

▶ 「こどもまん中社会」の実現

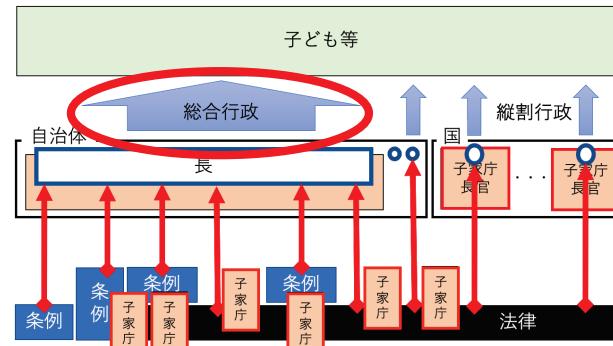
「こどもまんなか社会とは、常に子供の最善の利益を第一に考えて、子供に関する取組、政策が我が国社会の真ん中に据えられる社会のことです。子供が保護者や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく主体、言い換えれば、権利の主体であることを社会全体で認識すること、そして、保護すべきところは保護しつつ、子供の意見を年齢、発達段階に応じて尊重し、そして、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする、そんな社会であると考えています。」（2022年4月22日の衆議院内閣委員会における野田担当大臣発言）

前回お話をさせていただいたこと

こども基本法と条例制定の意義

こども基本法制定の背景

- 今後、国のかども大綱が定められ、自治体の地方こども計画（都道府県こども計画、市区町村こども計画）が定められてこども施策は実施されることになるが、自治体が根拠を持ってこども施策を総合的に進めていくためには、その仕掛けを条例をもって整えていく必要があること。



子どもの権利条例のかたち

そもそも…

「条例」って何だろう？



子どもの権利条例のかたち

市が決めた

「きまり」なのだ！



う？



4

子どもの権利条例のかたち

子どもの権利条例は、
「きまり」だけど、
市(区)が子どもに
約束をした
〇〇条なのだ！



6

でも、何を約束して
いるの？



5

7

子どもの権利条例のかたち



8

子どもの権利条例のかたち

理念条例

理念条例のかたち

○ 東京都こども基本条例（目的、基本理念と子どもの権利）

（目的）

第一条 この条例は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、子どもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していくなければならない。

（子どもの権利）

第四条 都は、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、子どもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

（子どもにやさしい東京の実現）

第五条 都は、社会全体でこどもを育み、子どもにやさしい東京を実現するため、子どもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

10

子どもの権利条例のかたち

子どもの権利条例の役割とかたち

何を目的とするか（何が必要とされているか）

- こども基本法下で自治体に求められていること
 - ✓ 全ての人が子どもの権利についての共通認識を持つ
 - ✓ 子どもの権利を保障する大人それぞれの役割（責務）を確認する
 - ✓ 子どもの権利を保障することも施策の実施をはかり検証を行う
 - ✓ 子どもが参加するしくみを整える
 - ✓ 子どもの声を代弁するしくみ（子どもからの相談に応え救済し、さらに子どもの声に基づいて子どもの権利を促進するしくみ）を整える
 - 条例のかたち
 - 総合条例
以上の内容について、理念とともに具体的なしくみとして規定するもの
 - 理念条例
以上の内容について、具体的なしくみは定めず理念のみを定めているもの
 - 救済条例
以上の最後の点について、具体的なしくみとして定めているもの
- ☞ こども基本法下で、特に市区町村では理念条例を定めることの意味は薄い

9

子どもの権利条例のかたち

理念条例

理念条例のかたち

○ 東京都こども基本条例（こども施策の重点）

（こどもの安全安心の確保）

第六条 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。
(こどもの遊び場、居場所づくり)

第七条 都は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。
(こどもの学び、成長への支援)

第八条 都は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、こどもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。
(子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援)

第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要するこども及び社会的養育を必要とするこどもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

11

子どもの権利条例のかたち

理念条例

理念条例のかたち

- 東京都こども基本条例（子ども参加）

（子どもの意見表明と施策への反映）

第十条 都は、こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

（子どもの参加の促進）

第十一條 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

（子どもの権利の広報・啓発）

第十二条 都は、子どもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

12

子どもの権利条例のかたち

理念条例

理念条例のかたち

- 東京都こども基本条例（子どもからの相談・権利擁護）

（子どもからの相談への対応）

第十三条 都は、子どもの不安や悩みを解消できるよう、子どもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。
（子どもの権利擁護）

第十四条 都は、子どもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるように、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、子どもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

13

子どもの権利条例のかたち

理念条例

理念条例のかたち

- 東京都こども基本条例（こども施策の実施）

（子どもに関する計画の策定）

第十五条 都は、子どもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとるものとする。

（こども施策を総合的に推進する体制の整備）

第十六条 都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第十七条 都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

14

子どもの権利条例のかたち

理念条例

理念条例のかたち

- 東京都こども基本条例（こども施策の実施）

（子どもに関する計画の策定）

第十五条 都は、子どもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとるものとする。

（こども施策を総合的に推進する体制の整備）

第十六条 都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第十七条 都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

15

子どもの権利条例のかたち

総合条例

章立て

○豊田市子ども条例

- ✓ 前文
- ✓ 総則
- ✓ 子どもにとって大切な権利
- ✓ 家庭、育ち学ぶ施設及び地域における権利の保障
- ✓ 子どもにやさしいまちづくりの推進
- ✓ 子どもの権利の侵害に対する救済と回復
- ✓ 子どもに関する施策の推進と検証

○西東京市子ども条例

- ✓ 前文
- ✓ 総則
- ✓ 子どもの生活の場における支援と支援者への支援
- ✓ 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進
- ✓ 子どもの相談・救済
- ✓ 子ども施策の推進と検証

16

子どもの権利条例のかたち

総合条例

子どもの権利をどのように規定するか

● 子どもの権利の規定

(〇〇権利) **○○どのような権利を、いくつ、どのような体系の下立てるか？**

子どもは、〇〇のために、次のことが保障されます。

- (1) 〇〇すること
- (2) 〇〇すること
- (3) 〇〇すること

<例> 川崎市子どもの権利条例10条

(安心して生きる権利)

子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育はぐくまれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。

17

子どもの権利条例のかたち

総合条例

子どもの権利を保障する

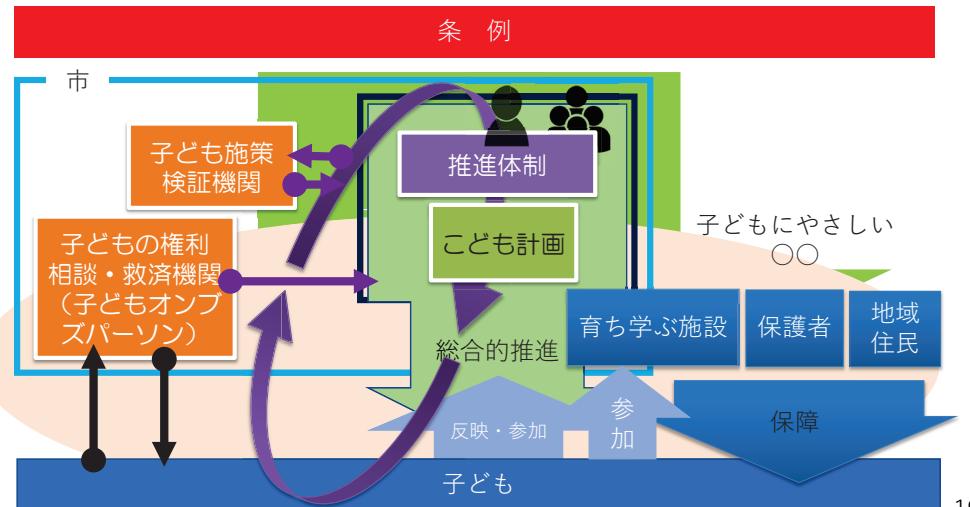
- 子どもの現場での権利保障
 - ✓ 家庭での権利の保障
 - ✓ 育ち学ぶ施設での権利の保障
 - ✓ 地域での権利の保障
- こども施策と子どもの権利保障
 - ✓ 重点施策
 - ✓ 施策の推進（子ども計画）と検証
 - ✓ 子どもの参加
- 子どもからの相談・救済のしくみ

18

子どもの権利条例のかたち

子どもの権利条例（子ども条例）

総合条例のかたち



19